

2019年9月1日

お客様各位

株式会社エネアーク関西

電気需給約款および電気料金メニュー約款の変更について

株式会社エネアーク関西の電気受給約款および電気料金メニュー約款を2019年10月1日付で以下の通り変更致しますので、ご案内申し上げます。

1. 電気受給約款の変更内容

	現行	変更後
電 気 需 給 約 款	I 総則	I 総則
	第2条 用語の定義 記載なし	第2条 用語の定義 以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。 15. 需要場所 (5) その他、上記にかかわらず、託送供給約款に別段の定めがある場合は、これに従うものといたします。 16. 同時請求の対象のお客さま 1 需要場所（同一住所番）において、同一の名義による当社とのLPガスの使用契約を締結されているお客さまをいいます。 17. 同時請求の対象でないお客さま 1 需要場所（同一住所番）において、同一の名義による当社とのLPガスの使用契約を締結されていないお客さまをいいます。
	II 契約の申込み	II 契約の申込み
	第6条 本契約の申込み 1. 本契約の申込みは、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社の定める方法により行う必要があります。かかる方法によらない本契約の申込みについて、当社は受け付けません。なお、お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 記載なし	第6条 本契約の申込み 1. 本契約の申込みは、あらかじめ本約款を承認し、電気の需給に必要なお客さまの情報を送配電事業者、電力広域的運営機関、需要抑制契約者および小売電気事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社の定める方法により行う必要があります。かかる方法によらない本契約の申込みについて、当社は受け付けません。 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法その他必要な項目 2. 当社が需給契約締結にあたり必要と判断する場合、契約負荷設備、契約容量および契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

<p>記載なし</p> <p>第9条 供給の開始 記載なし</p> <p>IV 使用電力量の計量ならびに料金の算定および支払い</p> <p>第13条 料金の算定および算定期間 記載なし</p> <p>第14条 請求方法、支払期日および料金の支払い方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、以下の通り請求書を発行致します。</p> <p>② 当社とガスの供給契約を締結されていないお客様の場合 発行手数料として1月1通（複数契約の場合、まとめて1通といたします）あたり100円（税込）をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せして発行手数料をお支払いいただきます。</p> <p>3. 電気料金については毎月、当社が指定する以下の方法により支払っていただきます。</p> <p>記載なし</p>	<p>第9条 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む当社と他の契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。</p> <p>第10条 供給の開始</p> <p>2. 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあります。</p> <p>4. お客さまには、電気供給の実施にともない、送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事または維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。</p> <p>IV 使用電力量の計量ならびに料金の算定および支払い</p> <p>第14条 料金の算定および算定期間</p> <p>1. 料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、需給契約ごとに当該需給契約の契約種別の料金を適用して算定いたします。</p> <p>第15条 請求方法、支払期日および料金の支払方法</p> <p>1. 電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求を行ったものとします。なお、お客さまが紙媒体での請求書の発行を希望される場合には、以下の通り請求書を発行致します。</p> <p>② 当社とガスの供給契約を締結されていないお客様の場合 発行手数料として1月1通（複数契約の場合、まとめて1通といたします）あたり102円（税込）をお支払いいただくことにより、電子データによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、発行する請求書にかかる請求月の電気料金に上乗せして発行手数料をお支払いいただきます。</p> <p>3. 電気料金については毎月、当社が指定する以下の方法により支払っていただきます。当社でガスと電気いずれもご契約のお客さまは、当社のガス料金を支払われる場合と同じ支払方法にて、当社のガス料金とあわせてお支払いいただきます。（別々のお支払方法をご希望される場合においては、電気単体のご契約となります。）なお、当月の電気ご使用分の電気料金は、翌月のご請求となります。（例：4月検針分は5月度請求）</p> <p>(1) 口座振替（お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振替える方法をいいます。）</p> <p>(a) 料金または延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p>
---	---

<p>記載なし</p>	<p>(b) お客さまは、料金または延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(c) 料金または延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(2) クレジット引き落とし（当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。）</p> <p>(a) お客さまは、料金または延滞利息をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。</p>
<p>記載なし</p>	<p>(4) 直前の検針日を遡って契約する場合（お引越しによる入居等）、供給開始日から遡った直前の検針日前日までの電気料金については、一般送配電事業者から検針データが届き次第ご請求を行います。一般送配電事業者からの検針データ受領のタイミングおよびその他事務都合により、当月の請求が翌月にずれて2ヶ月分まとめて1度にご請求（お振替え）させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>6. 当社は、第 2 項および前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。</p> <p>記載なし</p>	<p>6. 当社は、第 2 項および前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。なお、払込時間はそれぞれが定める時間といたします。</p> <p>7. 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p>
<p>第 15 条 遅延利息</p> <p>1. お客さまが、支払期日を経過しても料金その他の本契約にもとづき発生する金銭債務の支払いを行わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延利息を申し受けることがあります。</p> <p>2. 遅延利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式（消費税等の税率が 10% となった場合には 10/110 とする等、消費税等の税率変更に応じて調整されるものとします。）により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 6% の割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とし</p>	<p>第 16 条 遅延利息</p> <p>1. お客さまが、支払期日を経過しても料金その他の本契約にもとづき発生する金銭債務の支払いを行わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延利息を申し受けることがあります。ただし、次に該当する場合には延滞利息は申し受けません。</p> <p style="text-align: center;">料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合</p> <p>2. 遅延利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から以下の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 6% の割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額とします。</p> <p>(算式)：再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110</p>

ます。) を乗じて算定してえた金額とします。
(算式) : 再生可能エネルギー発電促進賦課金×8/108

V 供給

第18条 お客さまの協力

記載なし

記載なし

記載なし

第21条 工事費等の負担

記載なし

V 供給

第19条 お客さまの協力

1. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の送配電事業者の電気工作物についての保安の責任は、送配電事業者が負います。

9. 保安等に対するお客さまの協力

(2) お客さまが、送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、送配電事業者が適当な処置をいたします。

第22条 計量器等の取付け

1. 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。)、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)および区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、原則として、送配電事業者が選定し、かつ、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの負担により、お客さまで取り付けていただくことがあります。

2. 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。)とし、送配電事業者と当社との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、送配電事業者と当社との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行っていただくことがあります。

3. お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、託送供給等約款に従い送配電事業者を支払うべき金額をお客さまから申し受けることがあります。

第23条 工事費等の負担

2. 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

記載なし

第22条 違約金および損害賠償

1. お客さまが以下のいずれかに該当し、そのために接続供給にかかる料金の全部または一部の支払いを免れたとして、当社が一般送配電事業者から、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、お客さまは当社に対し、その違約金相当額を支払っていただきます。なお、かかる違約金の算定にあたり、対象となる期間が確認できない場合は、6か月を上限として当社が合理的に定める期間といたします。

VI 契約期間、変更および終了

第26条 お客さまの申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに解約希望日の2営業日前迄に、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。2営業日前以降に解約通知を受け取ったときは、解約希望日での解約手続きが行えない場合があります。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に本契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。

第27条 契約の解除および期限の利益の喪失

記載なし

3. 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

第24条 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に従い送配電事業者を支払うべき金額をお客さまから申し受けることがあります。なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、託送供給等約款に従い送配電事業者を支払うべき金額をお客さまから申し受けることがあります。

第25条 違約金および損害賠償

1. お客さまが以下のいずれかに該当し、そのために接続供給にかかる料金の全部または一部の支払いを免れたとして、当社が一般送配電事業者から、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、お客さまは当社に対し、その違約金相当額を支払っていただきます。なお、免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。かかる違約金の算定にあたり、対象となる期間が確認できない場合は、6か月を上限として当社が合理的に定める期間といたします。

VI 契約期間、変更および終了

第29条 お客さまの申し出による解約

1. 前条（契約期間）にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約（お引越し等お客さま都合による解約を含む）する旨を、解約希望日とともに解約希望日の2営業日前迄に、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。2営業日前までに解約通知を頂けなかったときは、解約希望日での解約手続きが行えない場合があります。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に本契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知として取り扱います。

第30条 契約の解除および期限の利益の喪失

1. 需給契約成立後、当社の責めによらない理由により需給を開始できないことが判明した場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。解約する場合、当社は、お客さまにすみやかに通知いたします。

<p>3.</p> <p>(2) 料金の支払期日を20日経過してなお支払われないとき。</p> <p>(3) 他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を20日経過してなお支払われないとき。</p> <p>第28条 契約の変更</p> <p>4. 契約電力の変更は、1月単位で実施します。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">VII その他</p> <p>第31条 反社会的勢力排除に関する条項</p> <p>記載なし</p>	<p>2. お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。</p> <p>(1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>(2) お客さまの需要場所内の送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または送配電事業者に重大な損害を与えた場合</p> <p>(3) お客さまが第29条（お客さまの申し出による解約）1.に定める通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合</p> <p>3.</p> <p>(2) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合</p> <p>(3) <削除></p> <p>第31条 契約の変更</p> <p>4. 契約電力・容量、料金プラン、契約名義、その他契約内容の変更は、1月単位で実施します。この場合の料金適用開始日は、契約変更後の直後の検針日以降といたします。ただし、双方が合意した場合はこの限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">VII その他</p> <p>第34条 反社会的勢力排除に関する条項</p> <p>3. 当社は、お客さまが1.または2.に違反した場合、お客さまに対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに需給契約を解約することができるものとし、お客さまは、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものといたします。</p>
--	--

2. 電気料金メニュー約款の変更内容

	現行	変更後
電気料金メニュー約款	<p>第4条 契約種別</p> <p>1. 標準メニュー【エネアークでんき プランA】</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>(a) 料金</p> <p>最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>	<p>第4条 契約種別</p> <p>1. 標準メニュー【エネアークでんき プランA】</p> <p>(3) 電気料金</p> <p>(a) 料金</p> <p>最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p>

最低料金	1契約につき最初の15キワット時まで一律	327円65銭
電力量 料金	15キワット時をこえ 120キワット時までの1キワット時につき	19円20銭
	120キワット時をこえ 300キワット時までの1キワット時につき	24円31銭
	上記超過1キワット時につき	27円03銭

2. 標準メニュー【エネアークでんき プランB】

(4) 電気料金

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	388円80銭
-------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キワット時までの1キワット時につき	16円35銭
120キワット時をこえ 300キワット時までの1キワット時につき	18円94銭
上記超過1キワット時につき	21円39銭

3. ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】

(1) 適用条件

- (d) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約または水の宅配サービス契約の契約者が同一であること。

記載なし

(3) 電気料金

1月の料金は、標準メニュー【エネアークでんき プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。

(a) 電力量料金の割引額

ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。

最低料金	1契約につき最初の15キワット時まで一律	333円71銭
電力量 料金	15キワット時をこえ 120キワット時までの1キワット時につき	19円55銭
	120キワット時をこえ 300キワット時までの1キワット時につき	24円76銭
	上記超過1キワット時につき	27円53銭

2. 標準メニュー【エネアークでんき プランB】

(4) 電気料金

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第14条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	396円00銭
-------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キワット時までの1キワット時につき	16円65銭
120キワット時をこえ 300キワット時までの1キワット時につき	19円29銭
上記超過1キワット時につき	21円79銭

3. ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】

(1) 適用条件

- (d) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における需要場所の範囲内(同一住所地番)にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約または水の宅配サービス契約の契約者が同一であること。

- (e) ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における支払方法が同一であること(合算請求)。

(3) 電気料金

1月の料金は、標準メニュー【エネアークでんき プランA】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。

(a) 電力量料金の割引額

ガスセット割引【エネアークでんき プランA+】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。

120キワット時をこえ	円 25 銭
300キワット時までの1キワット時につき	円 58 銭
上記超過1キワット時につき	

4. ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】

(1) 適用条件

- (d) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約または水の宅配サービス契約の契約者が同一であること。

記載なし

(4) 電気料金

1月の料金は、標準メニュー【エネアークでんき プランB】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(a) 電力量料金の割引額

ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。

120キワット時をこえ	円 21 銭
300キワット時までの1キワット時につき	円 48 銭
上記超過1キワット時につき	

5. 旧大阪ガスLPGベースプランA-G/家庭用ガス発電プラン対応移行プラン【エネアークでんき プランAG】

(3) 電気料金

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キワット時まで一律	272円43銭
電力量 料 金	15キワット時をこえ	19円16銭
	120キワット時までの1キワット時につき	
	120キワット時をこえ	24円35銭
	300キワット時までの1キワット時につき	
	上記超過1キワット時につき	26円94銭

6. 旧大阪ガスLPGベースプランB-G対応移行プラン【エネアークでんき プランBG】

(4) 電気料金

120キワット時をこえ	円 26 銭
300キワット時までの1キワット時につき	円 58 銭
上記超過1キワット時につき	

4. ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】

(1) 適用条件

- (d) お客さまの需要場所が、ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における需要場所の範囲内（同一住所地番）にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約または水の宅配サービス契約の契約者が同一であること。

- (e) ガスの使用契約または水の宅配サービス契約における支払方法が同一であること（合算請求）。

(4) 電気料金

1月の料金は、標準メニュー【エネアークでんき プランB】に定める電気料金から、以下に定める割引額を差し引いたものとします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(a) 電力量料金の割引額

ガスセット割引【エネアークでんき プランB+】をご契約のお客さまは、使用電力量に応じて、以下の金額を割引くものとします。

120キワット時をこえ	円 21 銭
300キワット時までの1キワット時につき	円 49 銭
上記超過1キワット時につき	

5. 旧大阪ガスLPGベースプランA-G/家庭用ガス発電プラン対応移行プラン【エネアークでんき プランAG】

(3) 電気料金

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の15キワット時まで一律	277円47銭
電力量 料 金	15キワット時をこえ	19円52銭
	120キワット時までの1キワット時につき	
	120キワット時をこえ	24円80銭
	300キワット時までの1キワット時につき	
	上記超過1キワット時につき	27円44銭

6. 旧大阪ガスLPGベースプランB-G対応移行プラン【エネアークでんき プランBG】

(4) 電気料金

	<p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="169 465 790 506"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>367 円 76 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="169 703 790 831"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワットにつき</td> <td>16 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき</td> <td>19 円 07 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワットにつき</td> <td>21 円 20 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	367 円 76 銭	120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	16 円 00 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	19 円 07 銭	上記超過 1 キロワットにつき	21 円 20 銭	<p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 14 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="818 465 1439 506"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>374 円 57 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="818 703 1439 831"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワットにつき</td> <td>16 円 30 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき</td> <td>19 円 42 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワットにつき</td> <td>21 円 59 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 57 銭	120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	16 円 30 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	19 円 42 銭	上記超過 1 キロワットにつき	21 円 59 銭						
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	367 円 76 銭																							
120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	16 円 00 銭																							
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	19 円 07 銭																							
上記超過 1 キロワットにつき	21 円 20 銭																							
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 57 銭																							
120 キロワット時までの 1 キロワットにつき	16 円 30 銭																							
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	19 円 42 銭																							
上記超過 1 キロワットにつき	21 円 59 銭																							
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">電気料金メニュー約款 低圧動力</p>	<p>第 4 条 契約種別 標準メニュー【エネアークでんき 低圧動力】</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="169 1263 790 1303"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>982 円 80 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" data-bbox="169 1742 790 1906"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電力乗ずる 130 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>13 円 48 銭</td> <td>12 円 30 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>17 円 78 銭</td> <td>17 円 38 銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電力 1 キロワットにつき	982 円 80 銭		夏季料金	その他季料金	契約電力乗ずる 130 キロワット時までの 1 キロワット時につき	13 円 48 銭	12 円 30 銭	上記超過 1 キロワット時につき	17 円 78 銭	17 円 38 銭	<p>第 4 条 契約種別 標準メニュー【エネアークでんき 低圧動力】</p> <p>(4) 電気料金</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 14 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="818 1263 1439 1303"> <tr> <td>契約電力 1 キロワットにつき</td> <td>1001 円 00 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <table border="1" data-bbox="818 1742 1439 1906"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電力乗ずる 130 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>13 円 73 銭</td> <td>12 円 52 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>18 円 11 銭</td> <td>17 円 71 銭</td> </tr> </tbody> </table>	契約電力 1 キロワットにつき	1001 円 00 銭		夏季料金	その他季料金	契約電力乗ずる 130 キロワット時までの 1 キロワット時につき	13 円 73 銭	12 円 52 銭	上記超過 1 キロワット時につき	18 円 11 銭	17 円 71 銭
契約電力 1 キロワットにつき	982 円 80 銭																							
	夏季料金	その他季料金																						
契約電力乗ずる 130 キロワット時までの 1 キロワット時につき	13 円 48 銭	12 円 30 銭																						
上記超過 1 キロワット時につき	17 円 78 銭	17 円 38 銭																						
契約電力 1 キロワットにつき	1001 円 00 銭																							
	夏季料金	その他季料金																						
契約電力乗ずる 130 キロワット時までの 1 キロワット時につき	13 円 73 銭	12 円 52 銭																						
上記超過 1 キロワット時につき	18 円 11 銭	17 円 71 銭																						

限定適用メニュー【エネアークでんき (L)低圧動力】	限定適用メニュー【エネアークでんき (L)低圧動力】												
<p>(4) 電気料金</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>(4) 電気料金</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は、本約款第 14 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 546 453 584">契約電力 1 キロワットにつき</td> <td data-bbox="453 546 759 584">1005 円 48 銭</td> </tr> </table>	契約電力 1 キロワットにつき	1005 円 48 銭	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="820 546 1102 584">契約電力 1 キロワットにつき</td> <td data-bbox="1102 546 1409 584">1024 円 10 銭</td> </tr> </table>	契約電力 1 キロワットにつき	1024 円 10 銭								
契約電力 1 キロワットにつき	1005 円 48 銭												
契約電力 1 キロワットにつき	1024 円 10 銭												
<p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p>	<p>(b) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除きその 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>14 円 34 銭</td> <td>12 円 89 銭</td> </tr> </tbody> </table>		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	14 円 34 銭	12 円 89 銭	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>14 円 60 銭</td> <td>13 円 13 銭</td> </tr> </tbody> </table>		夏季料金	その他季料金	1 キロワット時につき	14 円 60 銭	13 円 13 銭
	夏季料金	その他季料金											
1 キロワット時につき	14 円 34 銭	12 円 89 銭											
	夏季料金	その他季料金											
1 キロワット時につき	14 円 60 銭	13 円 13 銭											

3. 上記 1 および 2 の変更実施日

2019 年 10 月 1 日実施

4. お問い合わせ先

電話番号 0120-77-1006 (電力専用フリーダイヤル)

受付時間 平日 (月～土) 9:00～19:00

日曜日・祝祭日 9:00～17:40

以上